

(別紙)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和6年4月1日付け国住経法第37号・国住生第380号・国住指第435号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p>	<p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. ～10. (略)</p>	<p>1. ～10. (略)</p>
<p>11. 第4号工事又は住宅耐震改修に該当するか否かの判断基準について 当該工事に該当するか否かは、現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かに基づいて判断するものとする。 現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かの判断に関しては、例えば、当該工事が行われた結果、 ・木造住宅にあつては、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること ・マンション等にあつては、(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は(一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト</p>	<p>11. 第4号工事又は住宅耐震改修に該当するか否かの判断基準について 当該工事に該当するか否かは、現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かに基づいて判断するものとする。 現行の耐震基準に適合させるためのものであるか否かの判断に関しては、例えば、当該工事が行われた結果、 ・木造住宅にあつては、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること ・マンション等にあつては、(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること又は(一財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト</p>

<p>鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。 また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の交付を受け、当該建設住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。 なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。</p>	<p>鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性が低いと判断されること が確認されれば、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。 また、耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3である場合には、現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修が行われたものとして差し支えない。 なお、共同住宅については、住戸単位ではなく、棟全体で現行の耐震基準に適合させることが必要となる。</p>
<p>12. 第5号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について 平成19年国土交通省告示第407号（以下12.及び19.（2）において「平成19年告示」という。）及び平成26年国土交通省告示第434号（以下12.において「バリアフリー告示」と総称する。）において、第5号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。 第5号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用を受けることができる。 これらの工事に該当するか否かは、バリアフリー告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。 <u>なお、第5号工事については、平成19年告示には掲げられていない工事であっても、平成19年告示に規定する工事（以下12.において「本体工事」という。）が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下12.において「一体工事」という。）を含むこととされており、浴槽の取替えに伴って行う給排水設備の移設、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けやスロープの設置など、本体工事と一体のものとしてバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事で、本体工事と同時に行われるもの（ただし、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものを除く。）を一体工事として取り扱うものとする。</u> (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事</p>	<p>12. 第5号工事又は高齢者等居住改修工事等に該当するか否かの判断基準について 平成19年国土交通省告示第407号（以下12.及び19.（2）において「平成19年告示」という。）及び平成26年国土交通省告示第434号（以下12.において「バリアフリー告示」と総称する。）において、第5号工事及び高齢者等居住改修工事等に該当する改修工事について規定されている。 第5号工事に該当する工事を行った場合は、住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、高齢者等居住改修工事等を行った場合は、バリアフリー特定改修工事特別控除制度の適用を受けることができる。 これらの工事に該当するか否かは、バリアフリー告示に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。 (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事</p>

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあつてはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

第5号工事にあっては、通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

(2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、第5号工事にあっては、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

①・②（略）

(3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、第5号工事にあっては、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、第5号工事にあっては、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

第5号工事にあっては、浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、第5号工事にあっては、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、第5号工事にあっては、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあつてはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

(2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

①・②（略）

(3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

(4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね 1,300mm 以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね 500mm 以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、第5号工事にあつては、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、第5号工事にあつては、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

(5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

(6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

(7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

(4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね 1,300mm 以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね 500mm 以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、第5号工事にあつては、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、第5号工事にあつては、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

(5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

(6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、第5号工事にあつては、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

(7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

(8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、第5号工事にあっては、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

13. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号(以下13.において「平成20年告示」という。)において住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する改修工事について、平成26年国土交通省告示第435号において住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する改修工事について、それぞれ規定されている。

住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する工事を行った場合は、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、宅地建物取引業者が住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する工事で一定の要件を満たすものを行った一定の家屋を取得した場合は、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。

住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律

② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

(8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

13. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について

平成20年国土交通省告示第513号(以下13.において「平成20年告示」という。)において住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する改修工事について、平成26年国土交通省告示第435号において住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する改修工事について、それぞれ規定されている。

住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する工事を行った場合は、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、宅地建物取引業者が住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する工事で一定の要件を満たすものを行った一定の家屋を取得した場合は、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。

住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当するためには、(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事、次の(1)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律

第 84 号) 第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i) 全ての居室の全ての窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の (1) 及び (2) (買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度については (1)) の各要件を満たす工事である必要がある。

(1) ~ (4) (略)

14. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成 21 年国土交通省告示第 379 号 (以下 19. (3) において「平成 21 年告示」という。) において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、(i) 窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i) 窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する工事で、改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となることが必要である。

具体的には改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

(表 略)

(2) (略)

15. ~17. (略)

18. 子育て対応改修工事等に該当するか否かの判断基準について]

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 間仕切壁の位置の変更をする工事であって、次のいずれかに該当するもの
「間仕切壁の位置の変更」とは、間仕切壁の位置を変え、取り外し、又は新たに設けるような、いわゆる「間取り変更」をいう。間仕切壁の位置の変更を伴う工事であって、次のいずれかに該当するものが対象である。なお、ここでいう「間仕切壁」には可動式のものも含まれる。

① 居間及び食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、遊びその他の用に供される居室を増設する工事

いわゆる「子ども部屋」を設けるための工事で、既存の居室を間仕切壁の設置により分割して子ども部屋を増設する工事などが該当する。「専ら子どもの

第 84 号) 第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i) 全ての居室の全ての窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の (1) 及び (2) (買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度については (1)) の各要件を満たす工事である必要がある。

(1) ~ (4) (略)

14. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成 21 年国土交通省告示第 379 号 (以下 19. (3) において「平成 21 年告示」という。) において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、① (i) 窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i) 窓、又は (i) と併せて行う (ii) 天井等、(iii) 壁、(iv) 床等の 1 つ以上に該当する工事で、改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となることが必要である。

具体的には改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

(表 略)

(2) (略)

15. ~17. (略)

18. 子育て対応改修工事等に該当するか否かの判断基準について

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 間仕切壁の位置の変更をする工事であって、次のいずれかに該当するもの
「間仕切壁の位置の変更」とは、間仕切壁の位置を変え、取り外し、又は新たに設けるような、いわゆる「間取り変更」をいう。間仕切壁の位置の変更を伴う工事であって、次のいずれかに該当するものが対象である。なお、ここでいう「間仕切壁」には可動式のものも含まれる。

① 居間及び食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、遊びその他の用に供される居室を増設する工事

いわゆる「子ども部屋」を設けるための工事で、既存の居室を間仕切壁の設置により分割して子ども部屋を増設する工事などが該当する。「専ら子どもの

<p>就寝、学習、遊びその他の用に供される居室」に該当するかどうかについては、申請者に当該居室の用途を確認した上で判断するものとする。なお、居室に該当しない調理室、納戸、浴室、便所等や、子どもの就寝、学習等の用に供さない居間、食事室等の居室が増設されていることが<u>図面や現地調査その他適切な方法</u>（以下「<u>現地調査等</u>」という。）によって確認できた場合は、申請者への確認結果にかかわらず、該当するものとして判断することはできない。</p> <p>（図 略）</p> <p>② 調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事 調理や洗濯等の家事に係る負担を軽減するため、調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室（以下「洗面所等」という。）を近接させる工事をいう。 調理室及び洗面所等が近接したかどうかは、<u>図面や現地調査等</u>に基づき、工事前後で調理室と洗面所等の行き来に係る距離が短縮したか否かに基づいて判断するものとする。</p> <p>（図 略）</p> <p>③ （略）</p> <p>19.・20. （略）</p> <p>21. 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。</p> <p>① 40歳未満であって配偶者を有する者 ② 40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者 ③ 19歳未満の扶養親族を有する者</p> <p>（注）上記の年齢に係る判定は、<u>居住年の12月31日</u>の年齢によるものとされている。</p> <p>22. ～25. （略）</p> <p>26. 建築士等の証明手続 （1）1.、3.、4.、5.、6.及び7.に掲げる工事に共通する証明手続 ① （略） ② 証明の方法 証明を行う建築士等は、必要に応じて<u>現地調査等による確認</u>を行い（ただ</p>	<p>就寝、学習、遊びその他の用に供される居室」に該当するかどうかについては、申請者に当該居室の用途を確認した上で判断するものとする。なお、居室に該当しない調理室、納戸、浴室、便所等や、子どもの就寝、学習等の用に供さない居間、食事室等の居室が増設されていることが<u>図面や現地調査</u>によって確認できた場合は、申請者への確認結果にかかわらず、該当するものとして判断することはできない。</p> <p>（図 略）</p> <p>② 調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事 調理や洗濯等の家事に係る負担を軽減するため、調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室（以下「洗面所等」という。）を近接させる工事をいう。 調理室及び洗面所等が近接したかどうかは、<u>図面や現地調査</u>に基づき、工事前後で調理室と洗面所等の行き来に係る距離が短縮したか否かに基づいて判断するものとする。</p> <p>（図 略）</p> <p>③ （略）</p> <p>19.・20. （略）</p> <p>21. 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用対象となる者 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用を受けられる者は、次のいずれかに該当する者である。</p> <p>① 40歳未満であって配偶者を有する者 ② 40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者 ③ 19歳未満の扶養親族を有する者</p> <p>（注）上記の年齢に係る判定は、<u>令和6年12月31日</u>の年齢によるものとされている。</p> <p>22. ～25. （略）</p> <p>26. 建築士等の証明手続 （1）1.、3.、4.、5.、6.及び7.に掲げる工事に共通する証明手続 ① （略） ② 証明の方法 証明を行う建築士等は、必要に応じて<u>現地調査</u>を行い（ただし、①（ii）及</p>
---	--

し、①(ii)及び①(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。)、①(i)から(iii)までに掲げる書類(①(注)イ及びロの書類を含む。))又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認められた場合には、増改築等工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。増改築等工事証明書の発行者においては、増改築等工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。

③ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事における改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認

全ての居室の全ての窓の改修工事を行う場合の住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事については、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

また、居室の窓の改修工事を行い改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合の住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを確認する必要があるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

建築士等は、(1)の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が等級4以上に相当していないことを写真等(必要に応じて現地調査等)により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行うものとする。

① 建設住宅性能評価書の確認

建設住宅性能評価書が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された断熱等性能等級とする。

②・③ (略)

④ 現地調査等又は建築年数による確認

(i) 現地調査等による確認

①から③によって確認することができない場合は、現地調査等により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等(別表1の7地域若しくは8地域である場合にあつては天井等のみ)における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに1箇所ずつ(外壁にあつては異なる方位について2箇所)確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級2、その他の場合は等級1とする。

び①(注)ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。)、①(i)から(iii)までに掲げる書類(①(注)イ及びロの書類を含む。))又はその写しにより当該工事が増改築等の工事に該当すると認められた場合には、増改築等工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。増改築等工事証明書の発行者においては、増改築等工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。

③ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事における改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認

全ての居室の全ての窓の改修工事を行う場合の住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事については、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ対象工事が異なるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

また、居室の窓の改修工事を行い改修後の住宅全体の一定の省エネ性能が確保される場合の住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階相当以上上がることを確認する必要があるため、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行う必要がある。

建築士等は、(1)の証明を行うに当たり、改修前の居室の窓の性能が等級4以上に相当していないことを写真等(必要に応じて現地調査)により確認した上で、次のいずれかの方法により、改修前の住宅が相当する断熱等性能等級の確認を行うものとする。

① 建設住宅性能評価書の確認

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)が交付された住宅にあっては、当該評価書に表示された断熱等性能等級とする。

②・③ (略)

④ 現地調査等又は建築年数による確認

(i) 現地調査による確認

①から③によって確認することができない場合は、現地調査により、改修前の住宅の天井等、外壁及び床等(別表1の7地域若しくは8地域である場合にあつては天井等のみ)における断熱材の施工について、スイッチ、コンセント等目視しやすい所を各部位ごとに1箇所ずつ(外壁にあつては異なる方位について2箇所)確認し、確認した箇所の全てにおいて断熱材の施工が認められる場合は等級2、その他の場合は等級1とする。

<p>(ii) (略)</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p> <p>建築士等は、申請者が子育て特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、23. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の<u>子育て対応改修工事等の費用</u>の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>27. ~30. (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3-1 (略)</p> <p>別表3-2 (略)</p> <p>別表3-3 (略)</p>	<p>(ii) (略)</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 子育て対応特定改修工事特別控除制度の適用に係る工事費要件の確認に必要な書類</p> <p>建築士等は、申請者が子育て特定改修特別控除制度の適用を受けようとする場合は、次に掲げる書類又はその写しによって、23. の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。</p> <p>① 工事費内訳書その他の<u>多世帯同居改修工事等費用</u>の額及び当該増改築等の工事の全体の費用の額を証する書類</p> <p>② 補助金交付額決定通知書その他の補助金等の交付額を証する書類（補助金等の交付を受ける場合に限る。）</p> <p>なお、②について、申請者が補助金等の交付を受けていない場合は、補助金等の交付の対象となる工事の実施の有無を確認することとする。</p> <p>27. ~30. (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3-1 (略)</p> <p>別表3-2 (略)</p> <p>別表3-3 (略)</p>
---	--